

令和 8 年 度

長野市(一般会計・特別会計・企業会計) 予算



## 目 次

### 令和8年度長野市（一般会計・特別会計・企業会計）予算一覧

令和8年度長野市一般会計予算	1-1 ~ 11頁
同 国民健康保険特別会計予算	2-1 ~ 6頁
同 駐車場事業特別会計予算	3-1 ~ 3頁
同 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	4-1 ~ 4頁
同 介護保険特別会計予算	5-1 ~ 5頁
同 授産施設特別会計予算	6-1 ~ 3頁
同 鬼無里大岡観光施設事業特別会計予算	7-1 ~ 3頁
同 後期高齢者医療特別会計予算	8-1 ~ 3頁
同 病院事業債管理特別会計予算	9-1 ~ 4頁
同 公共料金等集合支払特別会計予算	10-1 ~ 3頁
同 産業団地事業会計予算	11-1 ~ 2頁
同 水道事業会計予算	12-1 ~ 4頁
同 下水道事業会計予算	13-1 ~ 3頁
同 戸隠観光施設事業会計予算	14-1 ~ 2頁



# 令和8年度長野市（一般会計・特別会計・企業会計）予算一覧

（単位：千円）

会 計 名	本年度予算額	前年度予算額	比 較
一般会計	195,220,000	193,120,000	2,100,000
国民健康保険特別会計	33,505,300	33,047,700	457,600
駐車場事業特別会計	129,900	122,900	7,000
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	29,600	33,400	△ 3,800
介護保険特別会計	36,860,500	36,480,400	380,100
授産施設特別会計	75,200	72,100	3,100
鬼無里大岡観光施設事業特別会計	48,000	66,700	△ 18,700
後期高齢者医療特別会計	7,430,600	6,763,200	667,400
病院事業債管理特別会計	880,300	748,100	132,200
公共料金等集合支払特別会計	(2,398,100)	(2,358,000)	(40,100)
計（特別会計）	78,959,400	77,334,500	1,624,900
産業団地事業会計	179,400	174,600	4,800
水道事業会計	15,858,400	14,074,900	1,783,500
下水道事業会計	25,407,500	25,948,200	△ 540,700
戸隠観光施設事業会計	222,200	255,600	△ 33,400
計（企業会計）	41,667,500	40,453,300	1,214,200
合 計	315,846,900	310,907,800	4,939,100

（注）公共料金等集合支払特別会計については、重複計上となるため合計に含まない。



# 長野市一般会計予算



## 議案第1号

### 令和8年度長野市一般会計予算

令和8年度長野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195,220,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

#### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

#### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（会計年度任用職員の報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月25日提出

長野市長 荻原健司

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		63,693,000
	1 市民税	30,043,000
	2 固定資産税	23,780,000
	3 軽自動車税	1,353,000
	4 市たばこ税	2,374,000
	5 入湯税	67,000
	6 事業所税	2,098,000
	7 都市計画税	3,978,000
2 地方譲与税		1,446,000
	1 地方揮発油譲与税	269,000
	2 自動車重量譲与税	1,019,000
	3 森林環境譲与税	158,000
3 利子割交付金		104,000
	1 利子割交付金	104,000
4 配当割交付金		381,000
	1 配当割交付金	381,000
5 株式等譲渡所得割交付金		489,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	489,000
6 地方消費税交付金		11,712,000
	1 地方消費税交付金	11,712,000
7 ゴルフ場利用税交付金		49,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	49,000
8 自動車税環境性能割交付金		13,000
	1 自動車税環境性能割交付金	13,000
9 地方特例交付金・法人事業 税交付金		1,787,000
	1 地方特例交付金・法人事業 税交付金	1,783,000
	2 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交 付金	4,000
10 地方交付税		25,546,000
	1 地方交付税	25,546,000

(単位：千円)

款	項	金額		
11 交通安全対策特別交付金		48,000		
	1 交通安全対策特別交付金	48,000		
12 分担金及び負担金		964,402		
	1 負担金	964,402		
13 使用料及び手数料		2,397,428		
	1 使用料	1,560,944		
	2 手数料	836,484		
14 国庫支出金		34,342,257		
	1 国庫負担金	23,580,892		
	2 国庫補助金	10,621,528		
	3 国庫委託金	139,837		
15 県支出金		14,196,293		
	1 県負担金	8,106,520		
	2 県補助金	5,154,775		
	3 県委託金	934,998		
16 財産収入		924,638		
	1 財産運用収入	594,413		
	2 財産売却収入	330,225		
17 寄附金		2,023,293		
	1 寄附金	2,023,293		
18 繰入金		6,369,102		
	1 基金繰入金	6,206,916		
	2 特別会計繰入金	162,186		
19 繰越金		100,000		
	1 繰越金	100,000		
20 諸収入		8,894,987		
	1 延滞金、加算金及び過料	22,257		
	2 預金利子	20,000		
	3 貸付金元利収入	5,980,232		
	4 受託事業収入	113,576		
	5 雑入	2,758,922		
21 市債		19,739,600		
	1 市債	19,739,600		
歳	入	合	計	195,220,000

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		688,700
	1 議会費	688,700
2 総務費		21,671,336
	1 総務管理費	17,830,426
	2 徴税費	1,953,057
	3 戸籍住民基本台帳費	1,375,072
	4 選挙費	329,508
	5 統計調査費	79,327
	6 監査委員費	103,946
3 民生費		72,726,820
	1 社会福祉費	15,027,183
	2 児童福祉費	35,251,638
	3 老人福祉費	15,772,258
	4 生活保護費	6,675,741
4 衛生環境費		13,466,933
	1 保健衛生費	6,407,958
	2 環境総務費	275,805
	3 環境清掃費	6,110,870
	4 水道費	672,300
5 労働費		181,453
	1 労働諸費	181,453
6 農林業費		2,567,714
	1 農業費	2,131,882
	2 林業費	435,832
7 商工観光費		10,646,373
	1 商工費	7,618,981
	2 観光費	3,027,392
8 土木費		18,381,096
	1 土木管理費	434,872
	2 道路橋りょう費	6,463,394
	3 河川水路費	1,816,276
	4 都市計画費	6,677,261
	5 土地区画整理費	724,410

(単位：千円)

款	項	金額
	6 住宅費	2,264,883
9 消防費		5,408,989
	1 消防費	5,408,989
10 教育費		34,132,396
	1 教育総務費	2,989,270
	2 小学校費	2,398,169
	3 中学校費	1,296,295
	4 高等学校費	592,023
	5 社会教育費	3,873,275
	6 保健体育費	22,983,364
11 災害復旧費		196,090
	1 農林施設災害復旧費	70,000
	2 公共土木施設災害復旧費	118,500
	3 都市施設災害復旧費	7,590
12 公債費		14,952,100
	1 公債費	14,952,100
13 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出	合 計	195,220,000

## 第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
1 庁舎・芸術館総合運転管理業務委託事業費	令和9年度	271,287
2 公共用地及び公用地取得並びに保有のための資金として金融機関が長野市土地開発公社へ行う融資に対する債務保証	償還完了まで	融資額55億円及びこれに対する利息相当額
3 個人市県民税納税通知書作成業務委託事業費	令和9年度	51,380
4 軽自動車税納税通知書作成等業務委託事業費	令和9年度	11,033
5 固定資産税納税通知書作成業務委託事業費	令和9年度	34,452
6 市民窓口課窓口業務委託事業費	令和9年度から令和11年度まで	756,531
7 母子生活支援施設改築事業費	令和9年度	397,548
8 私立保育所施設整備事業補助金	令和9年度	212,883
9 旧清掃センター跡地第2区画埋設物撤去業務委託事業費	令和9年度	53,614
10 し尿処理手数料徴収事務委託事業費	令和9年度から令和12年度まで	167,360
11 新技術等共同研究開発事業補助金	令和9年度	4,000
12 ものづくり支援センターエレベーター修繕事業費	令和9年度	7,000
13 工場用地等取得事業助成金	令和9年度から令和10年度まで	20,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
14 事業用地取得事業助成金	令和9年度から 令和10年度まで	371,717
15 松代文化ホールキュービクル更新事業費	令和9年度	18,821
16 エムウェーブ長寿命化改修第2期設計業務委託事業費	令和9年度	183,700
17 ホワイトリング長寿命化改修事業費	令和9年度	3,590,860
18 ホワイトリング外構整備事業費	令和9年度	112,800
19 長野オリンピックスタジアム長寿命化改修事業費	令和9年度	1,524,320
20 長野運動公園駐車場外整備事業費	令和9年度	150,000
21 製氷車整備事業費	令和9年度	277,160
22 (仮称)若穂スマートIC整備用地取得事業費	令和9年度	80,000
23 市道長野西267号線用地取得事業費	令和9年度	20,000
24 運動公園雨水調整池電気機械設備整備事業費	令和9年度	315,320
25 篠ノ井駅東西自由通路橋梁補修事業費	令和9年度	100,300
26 市営住宅管理代行事業費	令和9年度から 令和10年度まで	374,982

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
27 定期報告受理・審査業務委託事業費	令和9年度	5,000
28 大規模盛土造成地安全性把握業務委託事業費	令和9年度	16,000
29 まちなかウォークアブル推進業務委託事業費	令和9年度	10,000
30 川中島幹線道路築造事業費	令和9年度	60,000
31 川中島幹線事業用地再取得事業費	令和9年度	80,000
32 山王小柴見線相生橋架替事業費	令和9年度から 令和13年度まで	3,050,000
33 山王小柴見線送電設備移設事業費	令和9年度から 令和10年度まで	40,000
34 北部幹線事業用地再取得事業費	令和9年度から 令和13年度まで	3,730,000
35 七瀬居町線事業用地再取得事業費	令和9年度から 令和10年度まで	1,118,000
36 長野市緑を豊かにする計画改定業務委託事業費	令和9年度	4,026
37 (仮称)長沼総合市民センター整備事業費 (支所分)	令和9年度	238,902
38 (仮称)長沼総合市民センター整備事業費 (水防センター分)	令和9年度	358,353
39 (仮称)長沼総合市民センター整備事業費 (交流センター分)	令和9年度	537,530

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
40 (仮称)長沼総合市民センター整備事業費 (消防団詰所分)	令和9年度	59,725

### 第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 総務管理施設整備事業費	1,461,900	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
2 総務管理事業費	86,700	同 上	同 上	同 上
3 社会福祉施設整備事業費	90,500	同 上	同 上	同 上
4 障害者福祉施設整備事業費	120,500	同 上	同 上	同 上
5 児童福祉施設整備事業費	149,800	同 上	同 上	同 上
6 児童福祉事業費	39,100	同 上	同 上	同 上
7 老人福祉施設整備事業費	40,400	同 上	同 上	同 上
8 保健施設整備事業費	349,300	同 上	同 上	同 上
9 清掃施設整備事業費	98,700	同 上	同 上	同 上
10 清掃事業費	4,100	同 上	同 上	同 上
11 農林施設整備事業費	266,500	同 上	同 上	同 上
12 農業事業費	900	同 上	同 上	同 上
13 林業整備事業費	31,400	同 上	同 上	同 上
14 商工事業費	16,100	同 上	同 上	同 上
15 観光施設整備事業費	812,400	同 上	同 上	同 上
16 土木管理事業費	9,400	同 上	同 上	同 上
17 道路橋りょう整備事業費	2,995,500	同 上	同 上	同 上
18 河川水路整備事業費	949,700	同 上	同 上	同 上
19 都市計画整備事業費	562,100	同 上	同 上	同 上
20 住宅整備事業費	159,100	同 上	同 上	同 上
21 消防施設整備事業費	252,100	同 上	同 上	同 上

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
22 教育総務事業費	24,000	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
23 小学校施設整備事業費	264,100	同 上	同 上	同 上
24 中学校施設整備事業費	220,800	同 上	同 上	同 上
25 社会教育施設整備事業費	317,200	同 上	同 上	同 上
26 保健体育施設整備事業費	9,956,100	同 上	同 上	同 上
27 庁舎災害復旧事業費	20,700	同 上	同 上	同 上
28 都市施設災害復旧事業費	7,500	同 上	同 上	同 上
29 水道事業出資金	433,000	同 上	同 上	同 上



# 長野市特別会計予算



## 議案第2号

### 令和8年度長野市国民健康保険特別会計予算

令和8年度長野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,995,000千円と定める。

2 直診勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ510,300千円と定める。

3 事業勘定及び直診勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

#### (歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 国民健康保険事業費納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月25日提出

長野市長 荻原健司

# 第1表 歳入歳出予算 (事業勘定)

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		5,969,617
	1 国民健康保険料	5,969,617
2 使用料及び手数料		3,142
	1 手数料	3,142
3 国庫支出金		37
	1 国庫補助金	37
4 県支出金		24,392,727
	1 県負担金	24,392,726
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		8,031
	1 財産運用収入	8,031
6 繰入金		2,350,529
	1 他会計繰入金	2,150,529
	2 基金繰入金	200,000
7 繰越金		225,349
	1 繰越金	225,349
8 諸収入		45,567
	1 延滞金、加算金及び過料	15,564
	2 雑入	30,003
9 財政安定化基金借入金		1
	1 財政安定化基金借入金	1
歳 入	合 計	32,995,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		502,742
	1 総務管理費	348,710
	2 徴収費	152,421
	3 運営協議会費	691
	4 趣旨普及費	920
2 保険給付費		24,093,256
	1 療養諸費	20,617,788
	2 高額療養費	3,308,918
	3 高額介護合算療養費	4,000
	4 移送費	100
	5 出産育児諸費	61,500
	6 葬祭諸費	20,750
	7 結核精神諸費	80,200
3 国民健康保険事業費納付金		7,919,740
	1 医療給付費	5,040,000
	2 後期高齢者支援金	2,020,000
	3 介護納付金	660,740
	4 子育て支援金	199,000
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		375,380
	1 特定健康診査等事業費	268,466
	2 保健事業費	106,914
6 積立金		8,031
	1 積立金	8,031
7 諸支出金		94,850
	1 償還金及び還付加算金	32,850
	2 直診勘定繰出金	62,000
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	32,995,000

# 第1表 歳入歳出予算 (直診勘定)

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診療収入		247,478
	1 外来収入	212,880
	2 その他診療収入	34,598
2 使用料及び手数料		1,724
	1 手数料	1,724
3 県支出金		4,162
	1 県補助金	4,162
4 財産収入		1,235
	1 財産運用収入	1,235
5 繰入金		247,801
	1 他会計繰入金	185,801
	2 事業勘定繰入金	62,000
6 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
7 諸収入		1,600
	1 雑入	1,600
8 市債		5,300
	1 市債	5,300
歳 入	合 計	510,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		319,439
	1 施設管理費	319,439
2 医業費		179,732
	1 医業費	179,732
3 公債費		11,029
	1 公債費	11,029
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		510,300

## 第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
診療所整備事業費	5,300	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

議案第3号

令和8年度長野市駐車場事業特別会計予算

令和8年度長野市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ129,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月25日提出

長野市長 荻原健司

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		128,790
	1 使用料	128,790
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
3 諸収入		110
	1 雑入	110
歳 入	合 計	129,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 駐車場事業費		101,981
	1 駐車場管理費	101,981
2 諸支出金		26,919
	1 繰出金	26,919
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		129,900



## 議案第4号

### 令和8年度長野市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和8年度長野市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和8年2月25日提出

長野市長 荻原健司

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		10,352
	1 他会計繰入金	10,352
2 繰越金		8,522
	1 繰越金	8,522
3 諸収入		10,726
	1 貸付金元利収入	9,941
	2 雑入	785
歳 入	合 計	29,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		25,103
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	25,103
2 諸支出金		4,497
	1 償還金	2,379
	2 繰出金	2,118
歳 出	合 計	29,600

## 第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度決定分母子父子寡婦福祉資金修学資金の翌年度以降貸付金	令和9年度から令和11年度まで	18,354

議案第5号

令和8年度長野市介護保険特別会計予算

令和8年度長野市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,858,000千円と定める。
- 2 介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,500千円と定める。
- 3 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月25日提出

長野市長 荻原健司

# 第1表 歳入歳出予算 (保険事業勘定)

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		7,695,278
	1 介護保険料	7,695,278
2 使用料及び手数料		2,718
	1 手数料	2,718
3 国庫支出金		8,698,621
	1 国庫負担金	6,275,795
	2 国庫補助金	2,422,826
4 支払基金交付金		9,608,903
	1 支払基金交付金	9,608,903
5 県支出金		5,035,885
	1 県負担金	4,849,685
	2 県補助金	186,200
6 財産収入		27,421
	1 財産運用収入	27,421
7 繰入金		5,737,997
	1 一般会計繰入金	5,702,727
	2 基金繰入金	35,270
8 繰越金		1,533
	1 繰越金	1,533
9 諸収入		49,644
	1 延滞金、加算金及び過料	102
	2 貸付金元利収入	1,000
	3 雑入	48,542
歳 入	合 計	36,858,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,104,095
	1 総務管理費	543,752
	2 徴収費	56,478
	3 介護認定審査会費	503,086
	4 趣旨普及費	779
2 保険給付費		34,232,751
	1 介護サービス等諸費	32,032,883
	2 介護予防サービス等諸費	638,338
	3 その他諸費	31,702
	4 高額介護サービス等費	854,066
	5 高額医療合算介護サービス等費	102,300
	6 特定入所者介護サービス等費	573,462
3 地域支援事業費		1,351,401
	1 包括的支援事業・任意事業費	61,424
	2 介護予防生活支援サービス事業費	1,263,588
	3 一般介護予防事業費	22,410
	4 その他諸費	3,979
4 基金積立金		27,421
	1 基金積立金	27,421
5 諸支出金		142,332
	1 償還金及び還付加算金	9,183
	2 繰出金	133,149
歳 出	合 計	36,858,000

# 第1表 歳入歳出予算 (介護サービス事業勘定)

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス収入		2,499
	1 介護予防給付費収入	2,499
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入	合計	2,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		498
	1 施設管理費	498
2 サービス事業費		2,002
	1 居宅介護支援事業費	2,002
歳 出	合 計	2,500



議案第6号

令和8年度長野市授産施設特別会計予算

令和8年度長野市の授産施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月25日提出

長野市長 荻原健司

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		7,700
	1 受託作業収入	7,700
2 分担金及び負担金		40,967
	1 負担金	40,967
3 使用料及び手数料		99
	1 使用料	99
4 繰入金		25,663
	1 他会計繰入金	25,663
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		770
	1 雑入	770
歳 入	合 計	75,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 授産施設事業費		75,200
	1 授産施設事業費	75,200
歳 出	合 計	75,200



議案第7号

令和8年度長野市鬼無里大岡観光施設事業特別会計予算

令和8年度長野市の鬼無里大岡観光施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月25日提出

長野市長 荻原健司

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		47,946
	1 他会計繰入金	47,946
2 繰越金		54
	1 繰越金	54
歳入合計		48,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		46,846
	1 施設事業費	46,846
2 公債費		754
	1 公債費	754
3 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		48,000



議案第8号

令和8年度長野市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度長野市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,430,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月25日提出

長野市長 荻原健司

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		6,000,688
	1 後期高齢者医療保険料	6,000,688
2 使用料及び手数料		570
	1 手数料	570
3 繰入金		1,422,702
	1 一般会計繰入金	1,422,702
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		6,630
	1 延滞金、加算金及び過料	480
	2 償還金及び還付加算金	6,120
	3 雑入	30
歳 入	合 計	7,430,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		42,493
	1 総務管理費	32,441
	2 徴収費	10,052
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,381,887
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,381,887
3 諸支出金		6,120
	1 償還金及び還付加算金	6,120
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		7,430,600



議案第9号

令和8年度長野市病院事業債管理特別会計予算

令和8年度長野市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ880,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月25日提出

長野市長 荻原健司

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 諸収入		576,700
	1 貸付金元利収入	576,700
2 市債		303,600
	1 市債	303,600
歳入合計		880,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		576,700
	1 公債費	576,700
2 貸付金		303,600
	1 貸付金	303,600
歳 出 合 計		880,300

## 第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
長野市民病院貸付事業 費	303,600	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

議案第10号

令和8年度長野市公共料金等集合支払特別会計予算

令和8年度長野市の公共料金等集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,398,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月25日提出

長野市長 荻原健司

# 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰替金収入		2,398,100
	1 繰替金収入	2,398,100
歳入	合計	2,398,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 集合支払費		2,398,100
	1 集合支払費	2,398,100
歳 出	合 計	2,398,100



# 長野市企業会計予算



議案第11号

令和8年度長野市産業団地事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度長野市産業団地事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 用地売却面積 5,057㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	産業団地事業収益		118,600千円
第1項	営業収益		108,500千円
第2項	営業外収益		10,100千円
		支	出
第1款	産業団地事業費用		103,400千円
第1項	営業費用		101,500千円
第2項	営業外費用		1,900千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額76,000千円は、過年度分損益勘定留保資金33,000千円及び当年度分損益勘定留保資金43,000千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		0千円
		支	出
第1款	資本的支出		76,000千円
第1項	他会計借入金償還金		76,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,533千円

(重要な資産の処分)

第6条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

(1) 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処分の態様
土地	豊野東部工業団地	5,057.10m <sup>2</sup>	分譲等

令和8年2月25日提出

長野市長 荻原健司

## 議案第12号

### 令和8年度長野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度長野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	138,600件
(2) 年間総給水量	32,001,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	87,674m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
原水施設改良事業	245,647千円
浄水施設改良事業	1,444,377千円
配水施設改良事業	4,751,695千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	水道事業収益	7,251,500千円
第1項	営業収益	6,609,920千円
第2項	営業外収益	641,579千円
第3項	特別利益	1千円
支		出
第1款	水道事業費用	7,043,200千円
第1項	営業費用	6,420,178千円
第2項	営業外費用	623,022千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,974,400千円は、過年度分損益勘定留保資金5,379,184千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額595,216千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2,840,800千円
第1項 企業債		1,900,300千円
第2項 国庫補助金		125,986千円
第3項 工事負担金		174,949千円
第4項 受託建設収入		855千円
第5項 出資金		623,296千円
第6項 固定資産売却代金		1千円
第7項 その他資本的収入		15,413千円
	支	出
第1款 資本的支出		8,815,200千円
第1項 建設改良費		6,873,011千円
第2項 企業債償還金		1,942,189千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
犀川・夏目ヶ原浄水場等運転管理業務委託事業費	令和9年度から令和13年度まで	2,101,500千円
財務会計システム更改事業費	令和9年度	10,000千円
川合新田水源1号配水池耐震補強事業費	令和9年度から令和10年度まで	471,600千円
犀川浄水場直流電源装置更新事業費	令和9年度	38,600千円
夏目ヶ原浄水場薬品注入設備更新事業費	令和9年度から令和10年度まで	1,966,800千円
犀川浄水場テレメータ更新事業費	令和9年度	315,000千円
新川合1号配水幹線布設事業費	令和9年度	115,800千円
夏目一蚊里田送水管若槻東条工区布設事業費	令和9年度	140,000千円
犀川4号配水幹線布設事業費	令和9年度	232,600千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業費	1,900,300千円	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,207,073千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費用及び資本的支出に充当のため一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、672,300千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、130,334千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器具及び備品	高速液体クロマトグラフ質量分析装置	1台

令和8年2月25日提出

長野市長 荻原健司

議案第13号

令和8年度長野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度長野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水件数	170,900件
(2) 年間総排水量	40,443,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量	110,800m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
下水道管改良事業	237,648千円
公共下水道事業	3,402,646千円
流域関連公共下水道事業	1,278,065千円
流域下水道事業	322,790千円
特定環境保全公共下水道事業	632,817千円
農業集落排水事業	272,162千円
戸別浄化槽事業	20,871千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	13,778,300千円
第1項 営業収益	7,836,882千円
第2項 営業外収益	5,941,417千円
第3項 特別利益	1千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	12,972,400千円
第1項 営業費用	11,758,949千円
第2項 営業外費用	1,213,451千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,482,700千円は、過年度分損益勘定留保資金

1,180,358千円、当年度分損益勘定留保資金3,481,118千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額336,307千円並びに繰越利益剰余金処分額484,917千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	6,952,400千円
第1項 企業債	4,305,000千円
第2項 国庫補助金	1,342,579千円
第3項 工事負担金	57,114千円
第4項 受益者負担金	20,808千円
第5項 他会計負担金	1,226,898千円
第6項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	12,435,100千円
第1項 建設改良費	6,457,172千円
第2項 企業債償還金	5,977,560千円
第3項 国庫補助金返還金	368千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度融資分排水設備設置資金利子補給金	令和9年度から 令和13年度まで	1,700千円
農集排処理施設及び戸別浄化槽維持管理業務委託事業費	令和9年度	88,456千円
安茂里ポンプ場監視制御盤ワンループコントローラ修繕事業費	令和9年度	9,790千円
財務会計システム更改事業費	令和9年度	10,000千円
令和8年度長野市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に伴う日本下水道事業団委託事業費	令和9年度から 令和10年度まで	620,000千円
東部浄化センター沈砂池ポンプ棟細目除塵機整備事業費	令和9年度	114,400千円
神明広田ポンプ場電気設備更新事業費	令和9年度	175,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	4,305,000千円	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 669,925千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費用及び資本的支出に充当のため一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、3,694,200千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち484,917千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 484,917千円

令和8年2月25日提出

長野市長 萩原健司



議案第14号

令和8年度長野市戸隠観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度長野市戸隠観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |          |
|---------------|----------|
| (1) スキー場利用者数  | 100,000人 |
| (2) キャンプ場利用者数 | 54,000人  |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 観光施設事業収益		103,404千円
第1項 営業収益		31,607千円
第2項 営業外収益		71,797千円
	支	出
第1款 観光施設事業費用		109,104千円
第1項 営業費用		103,599千円
第2項 営業外費用		5,505千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		108,096千円
第1項 企業債		50,200千円
第2項 補助金等		57,896千円
	支	出
第1款 資本的支出		113,096千円
第1項 建設改良費		55,200千円
第2項 企業債償還金		57,896千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設事業費	50,200千円	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 観光振興対策費（企業債償還に係る費用）として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、60,355千円である。

令和8年2月25日提出

長野市長 荻原健司